

令和7年度 緑の募金による緑化等事業(公募)

～応募の手引き～



1. 事業の趣旨

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の基本理念である、「現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう積極的に緑化の推進を図ること。」を目的とし、市民の貴重な浄財である「緑の募金」を有効的に活用するため、市民参加による緑化等の活動に対して支援を行う。

2. 応募できる団体

- (1) 応募できる団体は、次のいずれかの団体です。
 - ① 自治会及び町内会
 - ② 市内に事務所を有する法人及び公共団体
 - ③ 団体（市民グループや各種協議会等であって、規約等を有していること）
- (2) 次に掲げる団体は応募できません。
 - ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下にある団体
 - ③ その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体。

3. 対象となる活動

- (1) 対象となる活動は次のとおりです。
 - ① 公共用地などへの樹木の植栽活動
 - ② 緑とのふれあいや森林の大切さを学ぶなどのソフト的事業やイベント
 - ③ その他緑の募金の趣旨にあった活動
- (2) 次の各号に該当しないこと。
 - ① 活動の全てを請け負わせるもの
 - ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
 - ③ 政治的または宗教的宣伝を目的として行われるもの
 - ④ 物品の購入のみの活動
 - ⑤ その他本事業としてふさわしくないと認められるもの

4. 交付金額及び交付率

- (1) 交付金額は、緑の募金運営協議会で審査のうえ認められた額とします。
- (2) 交付率は、交付の対象となる経費（次の項目を参照）の10分の10とします。

5. 交付の対象となる経費

(1) 交付の対象となる経費は、「表1」のとおりとします。ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 団体の運営（団体の運営に必要な経費、会報の作成費及び送料など）に関する費用
- ② 団体のスタッフや会員、会の関係者などに対する賃金や謝金などの費用
- ③ 他団体への補助（助成）等を目的とした費用
- ④ 飲食にかかる費用
- ⑤ その他本事業としてふさわしくない費用

〔表1〕

項	目	摘	要
報	償	費	講師、指導者、専門技術者への謝金
賃		金	危険作業、専門技術作業、機械操作作業に係る賃金
資	材	費	苗木、肥料、その他資材等
機 械 ・ 器 具	費		機械・器具のリース代等
燃	料	費	機械、車両等の運転に係る燃料費
役	務	費	通信費、広告費、傷害保険料等
委	託	料	地 ^{こしら} え、環境整備等の委託料
工 事 請 負	費		土工事等
使用料及び賃借料			車両借り上げ料、施設使用料等
そ	の	他	本事業の対象経費として認められる費用

(2) 注意事項

- ① 植樹活動を実施する場合は、苗木（高さ2.0m以下）の植栽に限ります。（成木は不可）
- ② 機械器具については、レンタルを基本とします。
- ③ 委託料や工事請負費は、植栽活動、ソフト的事業等を行うために必要最低限の経費を対象とします。
- ④ 交付の対象となる経費は、活動の目的、規模等を勘案して審査しますので、減額されることがあります。
- ⑤ 本事業を行われた際には運営協議会にて用意する標柱を設置していただきます。

6. 審査及び交付決定

(1) 諫早市緑の募金運営協議会で審査します。

(2) 交付の決定

協議会の意見を踏まえ事業採択の可否を決定し、申請者に文書で通知します。

7. 応募申請書の記載要領

応募に必要な書類は、「令和7年度諫早市緑の募金による緑化等事業費交付申請書(様式第1号)」、「事業計画書」及び「添付資料」となります。

(1) 申請書

申請者は、団体等の代表者となります。

(2) 事業計画書

① 事業種目

上記の[3. 対象となる活動]を参考に、「樹木の植栽活動」など、活動の内容を簡潔に記載してください。

② 事業の目的と効果

応募される活動が本事業の趣旨に合致しているかを見るための項目です。できるだけ詳細に記載してください。

③ 事業概要及び事業量

活動の概要を具体的に記載してください。特に、樹木の植栽を行う場合は、樹種・樹高（又は年生）・本数など、外部への委託及び請負がある場合は、その理由と程度などを、できるだけ詳細に記載してください。

④ 資金計画

応募される活動にかかる費用の計画を記載してください。

収入・・・緑化等事業費交付金以外に調達する資金があれば、それぞれの欄に記載してください。

支出・・・交付の対象となる経費かどうか判断しますので、費用の明細を詳細に（品名、規格、単価、数量等）記載してください。

(3) 添付資料

次の資料を添付してください。

① 位置図・・・活動を行う予定場所を示してください。

② 写真・・・現況がわかるように近景・遠景で撮影してください。

③ 見積書・・・事業費の根拠となる見積書を徴取してください。

④ 同意書・・・植栽をする土地所有者の同意を得てください。

⑤ その他参考資料となる書類があれば添付してください。

8. 応募の方法

(1) 申請書の受付窓口

市林務水産課または各支所産業建設課へ提出してください。

(2) 応募期限

令和7年12月1日(月)までです。

(3) 提出書類

申請書(様式第1号)に関係書類を添えて1部提出してください。

9. 問い合わせ先

諫早市役所 農林水産部	林務水産課	諫早市東小路町7番1号 TEL 22-1500(代表) 22-2605(直通)
多良見支所	産業建設課	諫早市多良見町化屋1800番地 TEL 43-1111
飯盛支所	産業建設課	諫早市飯盛町開1929番地3 TEL 48-1111
森山支所	産業建設課	諫早市森山町本村1300番地 TEL 36-1111
高来支所	産業建設課	諫早市高来町三部壺528番地 TEL 32-2111
小長井支所	産業建設課	諫早市小長井町小川原浦500番地 TEL 34-2111

(参考) 標柱一般図

- ◎ 緑の募金による事業を行った際には下図のような標柱を運営協議会にて用意しますので、申請者様で設置をお願いいたします。

